

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、宮崎県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和8年2月18日

都城市農業委員会 会長 坂上 和秋



記

1 共有者不明農地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃料	賃料の相手方	方法
都城市山田町山田字山之神367-1	田	601	使用貸借権	水田	令和8年7月1日	10年	0円	宮崎県農業振興公社	-
都城市山田町山田字谷ノ口480-2	田	478	使用貸借権	水田	令和8年7月1日	10年	0円	宮崎県農業振興公社	-
都城市安久町5492-1	田	1,342	賃借権	水田	令和8年7月1日	10年	5,000円	宮崎県農業振興公社	-

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

農用地利用集積等促進計画（所有者→機構）



第1 農地中間管理権の設定関係

1 各筆明細

整理番号	06-1-18529			農地中間管理権の設定をする者（甲）				(氏名又は名称) 黒木 フク 相続人代表 黒木 照夫				(住所)				
				農地中間管理機構（乙）				(氏名又は名称) 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 殿所 大明				(住所) 宮崎県宮崎市恒久1-7-14				
農地中間管理権の設定をする土地（A）						（乙）に設定する農地中間管理権（B）						農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）				備考
所 在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期	貸借終期 (期間)	賃料 円	賃料の 支払方法	住 所	氏名又は 名称	権原の 種類		
市町村	大字	字	地番													
都城市	山田町 山田	山之神	367-1	田	601.00	使用貸借	水田	令和8年 7月 1日	令和18年 6月30日 (10年間)	0	支払計画 令和8年 7月 1日 ～令和18年 6 月30日 10回 0円				川畑 嘉一	
以下余白																
				計	601.00					0						
この計画に同意する。																
農地中間管理権の設定をする者（甲）				住 所(同上)				黒木 照夫				印				
農地中間管理機構（乙）				住 所(同上)				公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 殿所 大明				印				
農地中間管理権の設定する者以外の者で農地中間管理権の設定をする 土地につき所有権その他の使用収益権を有する者				住 所(同上)								印				

農用地利用集積等促進計画（所有者→機構）



第1 農地中間管理権の設定関係

1 各筆明細

整理番号	06-1-18530	農地中間管理権の設定をする者（甲）	(氏名又は名称) 黒木 フク 相続人代表 黒木 照夫	(住所)
		農地中間管理機構（乙）	(氏名又は名称) 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 殿所 大明	(住所) 宮崎県宮崎市恒久1-7-14

農地中間管理権の設定をする土地（A）					（乙）に設定する農地中間管理権（B）						農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）			備考	
所 在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期	貸借終期 (期間)	賃料 円	賃料の 支払方法	住 所	氏名又は 名称		権原の 種類
市町村	大字	字	地番												
都城市	山田町 山田	谷ノ口	480-2	田	478.00	使用貸借	水田	令和8年 7月 1日	令和18年 6月30日 (10年間)	0	支払計画 令和8年 7月 1日 ～令和18年 6 月30日 10回 0円				新增 宏樹
以下余白															
				計	478.00					0					

この計画に同意する。

農地中間管理権の設定をする者（甲）	住 所(同上)	黒木 照夫	印
農地中間管理機構（乙）	住 所(同上)	公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 殿所 大明	印
農地中間管理権の設定する者以外の者で農地中間管理権の設定をする土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住 所(同上)		印

農用地利用集積等促進計画（所有者→機構）



第1 農地中間管理権の設定関係

1 各筆明細

整理番号	06-1-18531				農地中間管理権の設定をする者（甲）				(氏名又は名称) 山田 才吉 相続人代表 山田 竜宏				(住所)			
					農地中間管理機構（乙）				(氏名又は名称) 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 殿所 大明				(住所) 宮崎県宮崎市恒久1-7-14			
農地中間管理権の設定をする土地（A）						(乙) に設定する農地中間管理権（B）						農地中間管理権の設定をする土地の（甲）以外の権原者（C）				備考
所 在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期	貸借終期 (期間)	賃料 円	賃料の 支払方法	住 所	氏名又は 名称	権原の 種類		
市町村	大字	字	地番													
都城市	安久町		5492-1	田	1,342.00	賃借権	水田	令和8年 7月 1日	令和18年 6月30日 (10年間)	7,000	毎年12月10日 までに名義人 口座に振込				亀川 誠	
以下余白																
											支払計画 令和8年 7月 1日 ～令和18年 6 月30日 10回 7,000円					
											支払開始年度 令和8年度					
				計	1,342.00					7,000						
この計画に同意する。																
				農地中間管理権の設定をする者（甲）				住 所(同上)				山田 竜宏				印
				農地中間管理機構（乙）				住 所(同上)				公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 殿所 大明				印
				農地中間管理権の設定する者以外の者で農地中間管理権の設定をする 土地につき所有権その他の使用収益権を有する者				住 所(同上)								印